

一般社団法人ホンミライ 寄付金取扱規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人ホンミライ（以下、「当法人」という。）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄付金の種類及び募集)

第2条 当法人は、寄付者が用途を特定せずに寄付した寄付金とし、金銭以外の財産権は含まないものとする。また、当法人は、常時、寄付金を募ることができる。

(寄付条件)

第3条 当法人は、次の条件を付した寄付金は受け入れることができない。

- (1) 寄付者に寄付の対価として何らかの利益又は利宣を供与すること
- (2) 寄付後に寄付者が寄付の全部又は一部を取り消すこと
- (3) 寄付金の使用について、寄付者が会計監査を行うこと
- (4) 寄付金を受け入れることにより当法人に財政負担を伴わせること
- (5) その他、法人運営上支障があると代表理事が認めた場合

(寄付の手続き)

第4条

- 1.寄付金等当法人に寄付しようとするものは、書面（電磁的方法によるものを含む）にて寄付金の申し込みを行う。
- 2.当法人は、前項により寄付金の申し込みを受領したときには、第3条の基準に該当しないことを確認し、寄付金等の受け入れを行う。
- 3.寄付金等の受け入れが決定したときは、寄付者に対しその旨を通知するとともに、振込の依頼に関する書面を送付する。

(受領書等の送付)

第5条 寄付金を受領したときは、受領書を寄付者に送付するものとする。

(補足)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し、必要な事項があるときは、代表理事が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

(制定及び改廃)

第7条 この規程の制定及び改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

この規程は、令和6年5月1日から施行する。